

鞍手町公正入札調査委員会規程

平成 15 年 9 月 1 日鞍手町告示第 71 号
改正

平成 19 年 3 月 30 日告示第 37 号

平成 20 年 2 月 14 日告示第 11 号

平成 26 年 4 月 1 日告示第 60 号

平成 31 年 3 月 29 日告示第 50 号

(設置)

第 1 条 鞍手町の指名競争入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報等に対する的確な対応を行うため、鞍手町公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

(組織)

第 2 条 委員会の委員は別表のとおりとする。ただし、その他委員長が必要に応じ、指名することができる。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に副町長を、副委員長には総務課長を充てる。

(委員長等の職務)

第 3 条 委員長は委員会に関する事務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長が不在又は事故あるときはその職務を代理する。

(調査審議事項)

第 4 条 委員会においては、工事について入札談合に関する情報があった場合又は職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合には、次の各号に掲げる事項を調査審議するものとする。

(1) 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応

(2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

(会議)

第 5 条 委員会は、入札談合に関する情報があった場合又は職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合に必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の

ときは委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開しないものとする。

(委員の除斥)

第6条 委員会の委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する案件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある案件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(報告及び決定)

第7条 委員長は、第5条第3項の規定により決定した議事を町長に報告しなければならない。

2 町長は、委員長の報告に基づき、対応の決定を行うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成15年9月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第37号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月14日告示第11号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日告示第60号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日告示第50号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

鞍手町公正入札調査委員会委員
副町長
総務課長

政策推進課長
建設課長
農政環境課長
税務住民課長
上下水道課長